一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会

旅費等支払い規定

1　大会

（1）一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する国内大会における日当の支給額の上限は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ　2,000 円
イ. 選手には支給しない。

（2）一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する国内大会における交通費の支給は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ
一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が指定する、開催地に最も近いターミナル駅または空港と居住地に最も近いターミナル駅または空港間の往復交通費を支給する。ただし、障害者割引運賃が適用できる場合はその料金を上限とする。障害者割引運賃が適用できない場合は該当区間の合理的な最低料金を適用する。
ただし、同市区町村内を除く 20 ㎞以上の近距離移動がある場合は、申請に基づいて交通費を支給する。
イ. 選手には支給しない。

（3）一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する国内大会における宿泊費の支給は、次のとおりとする。ただし宿泊施設と会場との距離、繁忙期等を考慮し変更することができる。
ア. 役員・スタッフ　19,000 円／泊
イ. 選手には支給しない。

（4）一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する国際大会における日当の支給額の上限は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ　2,000 円
イ. 選手には支給しない。

（5）一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が日本国内で主催する国際大会における日本選手・役員・スタッフへの交通費の支給は、次のとおりとする。

ア. 役員・スタッフ
一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が指定する、開催地に最も近いターミナル駅または空港と居住地に最も近いターミナル駅または空港間の往復交通費を支給する。ただし、障害者割引運賃が適用できる場合はその料金を上限とする。
障害者割引運賃が適用できない場合は該当区間の合理的な最低料金を適用する。
ただし、同市区町村内を除く 20 ㎞以上の近距離移動がある場合は、申請に基づいて交通費を支給する。
イ. 選手はア. と同じ。

(6)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が日本国内で主催する国際大会における宿泊費の支給額の上限は、次のとおりとする。ただし宿泊施設と会場との距離、繁忙期等を考慮し変更することができる。
ア. 役員・スタッフ　19,000 円／泊
イ. 選手　19,000 円／泊

2　強化合宿・講習会等
(1)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する強化合宿・講習会等における日当の支給額の上限は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ　2,000 円
イ. 外部講師　2,000 円
ウ. 選手には支給しない。

(2)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する強化合宿・講習会等における交通費の支給は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ
一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が指定する、開催地に最も近いターミナル駅または空港と居住地に最も近いターミナル駅または空港間の往復交通費を支給する。ただし、障害者割引運賃が適用できる場合はその料金を上限とする。
障害者割引運賃が適用できない場合は該当区間の合理的な最低料金を適用する。
ただし、同市区町村内を除く 20 ㎞以上の近距離移動がある場合は、申請に基づいて交通費を支給する。

イ. 外部講師はア. と同じ。
ウ. 選手
一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が指定する、開催地に最も近いターミナル駅または空港と居住地に最も近いターミナル駅または空港間の往復交通費を支給する。ただし、障害者割引運賃が適用できる場合はその料金を上限とする。
障害者割引運賃が適用できない場合は該当区間の合理的な最低料金を適用する。

(3)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の主催する強化合宿・講習会等における宿泊費の支給額の上限は、次のとおりとする。ただし宿泊施設と会場との距離、繁忙期等を考慮し変更することができる。
ア. 役員・スタッフ　　19,000 円／泊
イ. 外部講師　19,000 円／泊
ウ. 選手　　19,000 円／泊

3　海外における国際大会への派遣
(1)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が海外における国際大会に派遣を行う際の日当の支給額の上限は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ　2,000 円
イ. 選手には支給しない

(2)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が海外における国際大会に派遣を行う際の交通費の支給は、次のとおりとする。
ア. 役員・スタッフ
一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が指定する、開催地に最も近いターミナル駅または空港と居住地に最も近いターミナル駅または空港間の往復交通費を支給する。ただし、障害者割引運賃が適用できる場合はその料金を上限とする。
障害者割引運賃が適用できない場合は該当区間の合理的な最低料金を適用する。
イ. 選手はア. と同じ

(3)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が海外における国際大会に派遣を行う際の宿泊費の支給額の上限は、次のとおりとする。ただし現地の物価、

宿泊施設と会場との距離や繁忙期等を考慮し変更することができる。
ア. 役員・スタッフ　30,000 円／泊
イ. 選手　30,000 円／泊

4　会議等
(1)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が開催する社員総会、理事会、専門委員会、実行委員会等の会議における出席者の日当の支給額の上限は、次のとおりとする。
ア. 出席者　2,000 円

(2)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が開催する社員総会、理事会、専門委員会、実行委員会等の会議における出席者の交通費の支給は、次のとおりとする。
一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が指定する、開催地に最も近いターミナル駅または空港と居住地に最も近いターミナル駅または空港間の往復交通費を支給する。ただし、障害者割引運賃が適用できる場合はその料金を上限とする。
障害者割引運賃が適用できない場合は該当区間の合理的な最低料金を適用する。

(3)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が開催する社員総会、理事会、専門委員会、実行委員会等の会議における出席者の宿泊費の支給は、次のとおりとする。ただし宿泊施設と会場との距離、繁忙期等を考慮し変更することができる。
ア. 参加委員　19,000 円／泊

5. 事務作業等
(1)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の事務作業の日当の支給額の上限は、次のとおりとする。
ア. 事務作業担当者　2,000 円

(2)一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会の事務作業にかかわる交通費の支給は、次の通りとする。
ア. 事務作業担当者
日当で賄える場合は支給しない。日当で賄えない場合は実費を支給し、

日当は支給しない。やむを得ずタクシーを利用する場合は理由により支給することができる。

6. その他
車を利用する場合は、交通費として高速代を含め1kmあたり35円を支給する。ただし片道20㎞未満の場合は支給しない。

上記1～6に該当しない場合は、その都度事務局で判断する。

附則
本規程は2016年6月18日より施行する。
本規程は2025年4月1日より施行する。